

一般財団法人種とまと財団 奨学金規程

第1章 総則

第1条(目的)

この規程は、一般財団法人種とまと財団（以下「財団」という）がその公益事業として行う奨学金制度について定める。

第2条（奨学生の資格）

財団が奨学金を支給する者は、次の資格を有しなければならない。

- ① 大学又は大学院の理工系学部・学科に在学する者（大学3年生・4年生、大学院修士課程（前期課程）1年生・2年生）
- ② 学業優秀、健康、品行方正で、学資の支弁が困難と認められる者
- ③ 原則として、他の民間の奨学金を受給していない者

2. 財団から学資の支給を受ける者を奨学生と称し、支給する学資を奨学金と称する。

第3条（奨学金の金額および支給期間）

奨学金の額は、次の通りとする。

大学生 月額5万円

大学院生 月額8万円

2. 奨学金の支給期間は、奨学生決定後から正規の最短の修了時までの間とする。

但し、入学・進学前に奨学生として決定された場合は、入学又は進学後から支給する。

第2章 出願、採用および奨学金の支給

第4条（奨学生の募集および応募手続き）

奨学生は学校を通じて募集する。奨学生志望者は在学学校を通じて応募することとする。

2. 奨学生志望者は、奨学生申請書他募集要項に定められた必要書類を在学学校長又は学部長（以下学校長等という）に提出して、推薦を受ける。
3. 学校長等は、奨学生志望者を財団に推薦しようとするときは、第2条第1項に規定する資格を審査の上、推薦書を作成し、奨学生志望者の応募書類とともに財団へ提出することとする。

第5条（奨学生の採用）

奨学生の採用は、応募者のうちから財団の奨学生選考委員会の選考を経て、代表理事が決定する。

2. 選考結果は推薦者を通じて応募者に通知する。

3. 奨学生に採用された者は、採用通知を受け取った後、直ちに採用通知に定められた誓約書等を財団に提出しなければならない。
4. 奨学生選考委員会の組織・運営については別に定める。

第6条（奨学金の支給）

奨学金は、奨学生本人に3カ月分を一括して原則として最初の月の15日に支給する（支給月は原則として、4月・7月・10月・1月とする）。支給方法は原則振込とする。

第7条（奨学金受領の確認）

奨学生は、奨学金を受領後、遅滞なく受領書を財団に提出しなければならない。

第8条（成績・生活状況報告）

奨学生は、毎学年末に学業成績表、および四半期ごとに生活状況報告書を財団に提出しなければならない。

第9条（異動等の届出）

奨学生は、次の各号の一に該当する場合は、直ちに財団に届出なければならない。

- ① 休学、留年、停学、転学又は退学の場合
- ② 奨学金を辞退する場合
- ③ 転居、改氏名等身上に変更があった場合
- ④ 奨学生の世帯主（扶養者）又は身元保証人に変更（死亡、転居、改氏名等）があった場合
- ⑤ その他重要事項に変更が生じた場合

第10条（奨学金の支給中止）

次の場合は、奨学金の支給を中止する。

- ① 奨学生が停学、転学、退学の場合
 - ② 奨学生が死亡した場合
2. 前項第1号の場合において、本人が財団に届出なかったとき、又は届け出が遅れたときは、各事由の発生時点にさかのぼり奨学金の支給を中止し、その後に支給した奨学金の返還をさせる。
 3. 奨学生が次の各号の一に該当すると認められる場合には、必要に応じ推薦者等の意見を聴いた上で、奨学金の支給を中止することがある。
 - ① 奨学生志望出願の際、事実をいつわった場合
 - ② 品行不良である場合
 - ③ 学業成績が著しく不良となった場合

- ④ 留年した場合
- ⑤ 疾病等のため修了の見込みがなくなった者或は卒業後活動の見込みがなくなった場合
- ⑥ 第9条に規定する書類を提出しない場合
- ⑦ 家庭事情好転のため、奨学金支給の必要がなくなった場合
- ⑧ その他前各号に準じると判断される場合

第11条（転学の場合の取扱の例外）

第10条第1項第1号の転学の場合において、転学先の学校長等を経て奨学生が継続を願い出たときは、同項の規定に関わらず奨学金の支給を継続することがある。

第12条（休学中の取扱）

奨学生が休学したときは、休学の翌月から奨学金の支給を停止する。

但し、休学中の奨学生に、特別の事情があると認められる場合は、休学中であっても奨学金の支給をすることがある。

2. 前項本文により奨学金の支給を停止された者が復学する場合に、奨学金支給の再開を希望する場合は、推薦者の承認を得て支給再開申請を行うこととし、財団は申請を受けて事情を勘案し奨学金支給を再開するか決定する。

第13条（個人情報の保護に関する方針）

奨学生応募者および奨学生に関する身上書等個人情報については、個人情報保護に関する法律の趣旨に基づき、奨学生の選考、奨学金の支給、奨学生との連絡等奨学事業の運営に必要な目的に限定して使用し、また、厳正に管理することとする。

第14条（その他の事項）

この規程に定めのない事項で必要なものは、理事会の決議により定める。

但し、早急に決定する必要がある場合は、代表理事が決定し、事後の理事会で承認を得ることとする。

附則

1. 第2条第1項1号で定める理工系学部・学科は原則として次の通りとする。
工学系、理学系、情報系の学部・学科
(医学系、歯学系、看護・保健系、福祉系、薬学系、農学系、文系は対象外)
2. この規程は、平成24年7月18日より施行する。